



# 島根県報

平成27年6月19日（金）

第2,709号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 2

### 【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地域福祉課) 2

生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出 ( " ) 2

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 3

県営土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 3

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（7件） (中小企業課) 3

国土調査の指定 (用地対策課) 13

島根県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正 (会計課) 13

政府調達に関する苦情の処理手続要綱の一部改正 ( " ) 14

### 【公 告】

都市計画の変更案の縦覧 (都市計画課) 15

### 【特定調達公告】

I C 運転免許証作成用消耗品購入に係る随意契約の相手方等 (警察本部) 15

### 【雑 報】

平成26年度島根県市町村職員共済組合決算 (市町村課) 16

### 【正 誤】

平成27年6月5日付け島根県報第2,705号中 (森林整備課) 17

## 公布された条例等のあらまし

◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則（規則第49号）

## 1 規則の概要

引用する条項の整理（第3条・別表関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規****則**

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第49号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則（平成14年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条」を「第7条」に改める。

別表中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「第5条」を「第6条」に、「第8条」を「第9条」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告****示**

## 島根県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年 6 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 建装	出雲市平田町1733番地 6	小規模多機能型居 宅介護	小規模多機能ホー ム さらさの家	出雲市東福町190番地2	平成27年6 月1日
社会福祉法人 多伎の郷	出雲市多伎町小田50番 地3	認知症対応型共同 生活介護	グループホームは なんばの里	出雲市多伎町口田儀750 番地	平成27年6 月1日
社会福祉法人 多伎の郷	出雲市多伎町小田50番 地3	介護予防認知症対 応型共同生活介護	グループホームは なんばの里	出雲市多伎町口田儀750 番地	平成27年6 月1日

## 島根県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年 6 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		実施する事業	事業 所			変更年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
株式会社松江にゅ ーよーく	松江市西川津 町2674番地 5	訪問看護	訪問看護ステー	松江市西川津	松江市西川津	平成26年 5 月 12日
		介護予防訪問看護	ションめぐる	町4246番地 1	町2674番地 5	

## 島根県告示第458号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の10第 1 号の規定により告示する。

平成27年 6 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社荘苑コーポレ ーション	通所介護	そうえんデイサービス	浜田市相生町3816番地 相	平成27年 6 月 15 日
	介護予防通所介護	浜田店	生第一ビル 1 F	

## 島根県告示第459号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成27年 6 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
美郷地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成27年 4 月 20 日
美郷地区（上川戸工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成23年 1 月 24 日
美郷地区（井元工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成27年 1 月 27 日
美郷地区（酒谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成24年 2 月 21 日
美郷地区（都賀行工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成27年 3 月 2 日
美郷地区（日平工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成24年 2 月 21 日
美郷地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成27年 2 月 26 日
美郷地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成27年 4 月 20 日
美郷地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成21年11月30日
益田地区用排水施設事業（県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））	平成26年 7 月 1 日

## 島根県告示第460号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べるができる。

平成27年6月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや楽山店 島根県松江市西川津町2081-1

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年6月1日商号変更

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	新延 勝巳	
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年6月1日商号変更
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	平成21年4月1日代表者変更
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	
金坂 香織	島根県松江市八雲台2-1-32		平成24年4月18日入店

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成27年6月9日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第461号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 6 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや学園店 島根県松江市学園二丁目34-6

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年 6 月 1 日商号変更

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(有) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
九州惣菜 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町 6-28	西岡 浩志	
(有) 庄原屋	島根県松江市中原町320	庄原 功	平成26年10月15日退店
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378		
(有) 古志薬局	島根県松江市西津田 3-6-9	古志 正之	平成17年 6 月 1 日退店
ククー (有)	島根県松江市南田町125-27	寺本 強	平成18年 9 月 27 日退店
(有) 岡三栄堂	島根県松江市寺町132	岡 栄二郎	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年 6 月 1 日商号変更
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	

九州惣菜（株）	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378		
（有）岡三栄堂	島根県松江市寺町132	岡 敏和	平成25年4月1日代表者変更
岡野食品ホールディングス （株）	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	平成21年4月5日入店
犬山 豊	島根県松江市玉湯町林818		平成24年5月27日入店

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成27年6月9日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第462号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや田和山店 島根県松江市田和山町41

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

（変更前）島根県松江市乃木福富町19街区

（変更後）島根県松江市田和山町41

## イ 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年 6 月 1 日商号変更

## ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(有) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378		
金坂 康夫	島根県松江市八雲台 2-1-32		
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町 6-28	新延 勝巳	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) プラザクリエイト	東京都千代田区五番町 1	黒松 達	平成18年10月 3 日退店
(有) モリキヨ	島根県出雲市今市町259-1	荒木 貴司	平成22年10月 1 日退店
(有) 森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	平成17年 3 月31日退店

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年 6 月 1 日商号変更
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378		
金坂 香織	島根県松江市八雲台 2-1-32		平成23年 4 月 1 日氏名変更
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町 6-28	高柳 直希	平成21年 4 月 1 日代表者変更
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	

## (4) 変更の年月日

(3)のアは、平成15年12月11日

(3)のイ及びウは、上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成27年 6 月 9 日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課(松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第463号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 6 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや上の木店 島根県松江市上乃木三丁目14-20

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年 6 月 1 日商号変更

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(有) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	新延 勝巳	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(有) 古志薬局	島根県松江市西津田3-6-9	古志 正之	平成17年 6 月 1 日退店
(株) プラザクリエイト	東京都千代田区五番町1	大島 康広	平成18年10月 3 日退店

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年 6 月 1 日商号変更
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	平成21年 4 月 1 日代表者変更
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
岡野食品ホールディングス	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	平成21年 4 月 5 日入店



(株)			
(株) ウェルネス湖北	島根県松江市乃白町2061	村上 正一	平成21年10月3日入店 平成26年8月7日住所変更

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成27年6月9日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第464号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成27年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや浜の木店 島根県松江市浜乃木二丁目15-29

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考

(株) みしまや

島根県松江市雑賀町99

三島 敏功

商号変更

## (4) 変更の年月日

平成21年 6 月 1 日

## 2 届出年月日

平成27年 6 月 9 日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課 (松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第465号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや川津店 島根県松江市西川津町850-1

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年 6 月 1 日商号変更

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(有) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
九州惣菜 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) ウェルネス湖北	島根県松江市西津田7-11-14	又賀 航一	
(有) リカーショップマキ	島根県松江市雑賀町734	玉木 貞幸	平成16年8月1日退店

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年6月1日商号変更
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
九州惣菜 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) ウェルネス湖北	島根県松江市乃白町2061	村上 正一	平成22年7月29日代表者変更 平成26年8月7日住所変更

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成27年6月9日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課 (松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第466号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成27年6月19日

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スプリングパワーセンター 島根県松江市黒田町85-1

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

株式会社いない 代表取締役 稲井 範行 鳥取県倉吉市河原町1770

## (3) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年6月1日商号変更

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(有) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	
(有) キャプテンドラッグ	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	
(有) 古志薬局	島根県松江市西津田3-6-9	古志 正之	平成17年6月1日退店
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	
(有) 森武本店	島根県松江市嫁島町15-14	森脇 武兵衛	平成17年6月1日退店
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	平成18年6月29日退店
(株) リョーユーパン	福岡県大野城市旭ヶ丘1-7-1	北村 俊策	
(有) 庄原屋	島根県松江市中原町320	庄原 功	平成26年10月15日退店
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378		

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	平成21年6月1日商号変更
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	
(株) いない	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	
(有) キャプテンドラッグ	鳥取県倉吉市河原町1770	稲井 範行	
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	
(株) リョーユーパン	福岡県大野城市旭ヶ丘1-7-1	北村 俊策	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378		
木瀬 逸夫	島根県松江市上乃木10-2-37		平成18年6月18日入店
東洋食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	平成18年7月1日入店

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成27年 6 月 9 日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第467号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成27年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として 指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成27年 6 月11日	出雲市	大山右岸①地区 加賀谷①地区	告示の日から平成29年 3 月31日まで

## 島根県告示第468号

島根県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年島根県告示第367号）の一部を次のように改正する。

平成27年 6 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 1 条中「物品等又は役務の調達で政府調達に関する協定（平成 7 年条約第23号。以下「協定」という。）の対象となるものに係る」を「調達であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第 1 条に規定する1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年 3 月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束の対象となる調達に係る」に改める。

第 2 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

## 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(議事録)

第7条 委員会においては、議事録を作成する。

附 則

この告示は、平成27年6月19日から施行する。

島根県告示第469号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年島根県告示第368号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」に改める。

第2条第1項中「協定」を「協定等」に改め、「という。）に」の次に「書面により」を加える。

第2条の2を次のように改める。

(期間)

第2条の2 この告示の規定による苦情の処理の手続（以下「苦情処理手続」という。）において、日数の計算は、特に定めがない限り暦日による。

2 苦情処理手続において、作業日とは、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）でない日をいう。

3 苦情処理手続において、期間の初日は、算入しない。

4 苦情処理手続において、期間の末日が休日に当たるときは、期間は、その翌日以降の最初の休日でない日に満了する。

第3条第1項中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改める。

第4条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「7日（休日の日数は、算入しない。）」を「10作業日」に改め、同項第2号中「協定」を「協定等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができるものとする。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は、職権で補正することができるものとする。

第5条第1項中「10日」を「12作業日」に改め、同条第4項ただし書を削り、同条第5項を次のように改める。

5 前項の場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない事情があるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知しなければならない。この場合において、委員会は、当該通知があった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付するものとする。

第5条に次の1項を加える。

6 前項の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうか判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書で通知しなければならない。

第6条第10項中「苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の」を「その」に改め、同条第11項中「又は報告の陳述を公開するよう」を「若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を」に改め、同項中「できる」の次に「。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を有する者の営業上の秘密、

製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない」を加える。

第7条第3項中「供給者の」を「調達に利害関係を有する者の同意があった場合を除き、当該者の」に、「供給者が」を「当該者が」に改める。

第8条第1項中「90日以内」の次に「（公共事業に係る苦情申立てにあっては、50日以内）」を加え、「協定」を「協定等」に改め、同条第2項中「協定」を「協定等」に改め、同条第3項中「協定」を「協定等」に、「調達の緊急性及び調達機関」を「当該調達の緊急性及び関係調達機関」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「10日以内にその旨を」を「10日以内（公共事業に係る苦情申立てにあっては、60日以内）に」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は、少数意見を報告書に付記することができる。

第9条第1項中「その旨」を「その決定の結果及びその理由」に改め、同条第2項第1号中「6日（休日の日数は、算入しない。）」を「6作業日」に改め、同項第3号中「45日」の次に「（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てにあっては、25日）」を加える。

第11条中「協定」を「協定等」に改め、「3年間」の次に「（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては、5年間）」を、「文書」の次に「（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）」を加える。

#### 附 則

この告示は、平成27年6月19日から施行し、同日以降に申し立てられた苦情について適用する。

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成27年6月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
松江圏都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
松江市西持田町
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課及び松江市都市政策課
- 4 縦覧期間  
平成27年6月19日から同年7月3日まで

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年6月19日

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品

- (1) カードベース 優良用 52箱
- (2) カードベース 一般用 66箱
- (3) カードベース 新規用 10箱
- (4) カードベース 経歴用 3箱
- (5) インクリボン 61箱

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年4月15日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 朝長 通博  
東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

- (1) カードベース 優良用 511,200円 (単価契約)
- (2) カードベース 一般用 511,200円 (単価契約)
- (3) カードベース 新規用 511,200円 (単価契約)
- (4) カードベース 経歴用 150,600円 (単価契約)
- (5) インクリボン 140,000円 (単価契約)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

**雑 報**

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成26年度決算の要旨を公告する。

平成27年6月19日

島根県市町村職員共済組合 理事長 松 浦 正 敬

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金 管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
収      入	負担金	3,284,761	9,273,616		107,922	93,559				
	掛金	3,333,789	5,100,059			90,206				
	施設収入・商品売上					403,284				
	連合会交付金				36,617			379		
	利息及び配当金	326		45,486	459	162	46	438,917	6	170
	その他の収入	389,224			21		16,283	42,884	53,166	36,172
	他経理から繰入				19,911					
前年度支払準備金	471,760									



	計	7,479,860	14,373,675	45,486	164,930	183,927	419,613	481,801	53,551	36,342
支 出	給 付	3,134,119								
	役 職 員 給 与				85,376	15,927	64,633	31,882	1,498	9,051
	旅 費 ・ 事 務 費				7,250	2,432	1,483	5,432	747	2,772
	商 品 仕 入						21,526			
	飲 食 材 料 費						79,968			
	委託費・委託管理費				6,020	1,325	44,188	2,468		671
	支 払 利 息			45,486				312,017	45,444	
	連 合 会 払 込 金	80,114							2,813	
	連 合 会 抛 出 金	298,753								
	負 担 金 払 込 金		9,273,616							
	掛 金 払 込 金		5,100,059							
	老人保健拠出金	36								
	退職者給付拠出金	228,995								
	前期高齢者納付金	1,396,301								
	後期高齢者支援金	1,138,274								
	介 護 納 付 金	456,531								
	他 経 理 へ 繰 入	19,911								
	そ の 他 の 支 出	5,901			71,593	145,535	288,096	12,136	511	8,613
	次年度支払準備金	470,886								
計	7,229,821	14,373,675	45,486	170,239	165,219	499,894	363,935	51,013	21,107	
差引当期利益金 又は当期損失金(△)	250,039	0	0	△5,309	18,708	△80,281	117,866	2,538	15,235	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金 管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
資 産	流 動 資 産	999,940	820,103	92,174	170,879	251,246	226,090	4,202,107	43,202	215,767
	固 定 資 産			1,680,000	159	7	2,292,491	25,255,774	1,784,850	140
	繰 延 資 産						6,599			
資 産 合 計	999,940	820,103	1,772,174	171,038	251,253	2,525,180	29,457,881	1,828,052	215,907	
負 債	流 動 負 債	281,820	820,103		18,342	19,297	34,349	26,924,477	130	78,009
	固 定 負 債	470,886		1,772,174	49,649	2,857	105,789	26,371	1,720,633	13,512
	負 債 合 計	752,706	820,103	1,772,174	67,991	22,154	140,138	26,950,848	1,720,763	91,512
純 資 産	資 本 剰 余 金						2,364,575			
	利 益 剰 余 金	247,234			103,047	229,099	20,467	2,507,033	107,289	124,386
	純 資 産 合 計	247,234			103,047	229,099	2,385,042	2,507,033	107,289	124,386
負 債 ・ 純 資 産 合 計	999,940	820,103	1,772,174	171,038	251,253	2,525,180	29,457,881	1,828,052	215,907	

**正**

**誤**

平成27年6月5日付け島根県報第2,705号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ | 箇所 | 誤 | 正

4

島根県告示第437号中

益田市大田町457

益田市大谷町457